

## 議案等の内容一覧

番号	件名
議案第1号	市長の専決処分事項の承認について
内容	専決第1号 令和5年度真岡市一般会計補正予算（第8号）
議案第2号	真岡市部設置条例の一部改正について
内容	総務部、市民生活部、健康福祉部及び建設部の分掌事務について、現状に即して改めるものである。
議案第3号	真岡市空き家等の適正管理及び利用促進に関する条例の一部改正について
内容	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うものである。
議案第4号	真岡市職員定数条例の一部改正について
内容	新規業務への対応及び既存業務の見直しによる各部局の業務量の変化並びに定年延長による常勤職員の増加に伴い、各部局の職員の定数配分を変更するものである。
議案第5号	真岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
内容	子の看護休暇の対象を小学校就学の始期までの子から中学校就学の始期までの子に拡大するとともに、国家公務員に準じて、7月から9月までの期間内に夏期休暇の使用が困難と認められる職員についての当該休暇の取得可能期間を6月から10月までの期間に拡大するものである。
議案第6号	真岡市一般職の給与に関する条例の一部改正について
内容	職員が通勤のために本市の行政財産を駐車場として使用する場合の使用料を給与から控除することができるようにするものである。
議案第7号	真岡市休日夜間急患診療所運営基金条例の制定について
内容	真岡市休日夜間急患診療所において将来的に見込まれる運営や施設整備に必要な経費の財源に充てるため、真岡市休日夜間急患診療所運営基金を設置するものである。
議案第8号	真岡市営墓地条例の一部改正について
内容	真岡市長田霊園合葬墓地の供用を開始することに伴い、合葬墓地に関する規定を定めるほか、所要の改正を行うものである。
議案第9号	真岡市介護保険条例の一部改正について
内容	令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画期間中における介護保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるものである。
議案第10号	真岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
内容	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、当該改正内容に準じた改正を行うものである。
議案第11号	真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
内容	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、当該改正内容に準じた改正を行うものである。
議案第12号	真岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
内容	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、当該改正内容に準じた改正を行うものである。
議案第13号	真岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
内容	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、当該改正内容に準じた改正を行うものである。
議案第14号	真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
内容	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項について、書面による掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、所要の改正を行うものである。
議案第15号	真岡市道路占用料徴収条例の一部改正について
内容	道路法施行令の一部改正に伴い、道路法施行令に準じて道路占用料の額を改定するものである。
議案第16号	真岡市営住宅条例の一部改正について
内容	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うほか、市営住宅に入居することができる者のうち「特に居住の安定を図る必要がある者」に、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営み、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者」を新たに加えるものである。
議案第17号	真岡市公民館の設置及び管理条例の一部改正について
内容	現在真岡市公民館二宮分館の303会議室としている場所において、令和6年4月1日より、もおかライブラリー教室・二宮教室（真岡市適応指導教室）を開設することに伴い、303会議室としての機能を廃止するため、条例の一部を改正するものである。
議案第18号	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部改正について
内容	老朽化に伴い、真岡市中村南地域体育館の行政財産としての用途を廃止するものである。
議案第19号	真岡市水道事業給水条例及び真岡市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
内容	水道法等の一部改正により、水道法等に係る権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うものである。
議案第20号	市道路線の認定について
内容	真岡市中郷・萩田地区土地区画整理組合から市に、道路の管理が移管されることに伴い、市道の認定をするものである。
議案第21号	字の廃止並びに町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について
内容	宇都宮都市計画事業真岡市亀山北土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない町及び字の区域が生じたため、全面的変更を必要とするものである。
議案第22号	市有財産の貸付について
内容	旧長沼北小学校の利活用推進のため、市有財産を無償で貸し付けるものである。

議案第23号	令和5年度真岡市一般会計補正予算(第9号)																																																																				
内容	<p>令和5年度真岡市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,745,145千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(継続費の補正)</p> <p>第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。</p> <p>(債務負担行為の補正)</p> <p>第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。</p>																																																																				
議案第24号	令和5年度真岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)																																																																				
内容	<p>令和5年度真岡市の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,047,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,354,997千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p>																																																																				
議案第25号	令和5年度真岡市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)																																																																				
内容	<p>令和5年度真岡市の介護保険特別会計(保険事業勘定)の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,147,055千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p>																																																																				
議案第26号	令和5年度真岡市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)																																																																				
内容	<p>令和5年度真岡市の産業団地整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。</p>																																																																				
議案第27号	令和5年度真岡市下水道事業会計補正予算(第2号)																																																																				
内容	<p>第1条 令和5年度真岡市の下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(資本的収入及び支出の補正)</p> <p>第2条 令和5年度真岡市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(科目)</th> <th>(既決予定額)</th> <th>(補正予定額)</th> <th>(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">収入</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第1款 公共下水道事業資本的収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>952,653千円</td> <td>318,710千円</td> <td>1,271,363千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第1項 企業債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>508,132千円</td> <td>150,910千円</td> <td>659,042千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第5項 補助金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>442,748千円</td> <td>167,800千円</td> <td>610,548千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">支出</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第1款 公共下水道事業資本的支出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,667,273千円</td> <td>310,400千円</td> <td>1,977,673千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第1項 建設改良費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>744,506千円</td> <td>310,400千円</td> <td>1,054,906千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(企業債の補正)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。</td> </tr> <tr> <td>(起債の目的)</td> <td>(既決予定額)</td> <td>(補正予定額)</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>508,132千円</td> <td>150,910千円</td> <td>659,042千円</td> </tr> </tbody> </table>	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入				第1款 公共下水道事業資本的収入					952,653千円	318,710千円	1,271,363千円	第1項 企業債					508,132千円	150,910千円	659,042千円	第5項 補助金					442,748千円	167,800千円	610,548千円	支出				第1款 公共下水道事業資本的支出					1,667,273千円	310,400千円	1,977,673千円	第1項 建設改良費					744,506千円	310,400千円	1,054,906千円	(企業債の補正)				第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。				(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	下水道事業	508,132千円	150,910千円	659,042千円
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																																																																		
収入																																																																					
第1款 公共下水道事業資本的収入																																																																					
	952,653千円	318,710千円	1,271,363千円																																																																		
第1項 企業債																																																																					
	508,132千円	150,910千円	659,042千円																																																																		
第5項 補助金																																																																					
	442,748千円	167,800千円	610,548千円																																																																		
支出																																																																					
第1款 公共下水道事業資本的支出																																																																					
	1,667,273千円	310,400千円	1,977,673千円																																																																		
第1項 建設改良費																																																																					
	744,506千円	310,400千円	1,054,906千円																																																																		
(企業債の補正)																																																																					
第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。																																																																					
(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																																																																		
下水道事業	508,132千円	150,910千円	659,042千円																																																																		

議案第28号	令和6年度真岡市一般会計予算
内容	<p>令和6年度真岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,100,000千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p>
議案第29号	令和6年度真岡市国民健康保険特別会計予算
内容	<p>令和6年度真岡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,465,564千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p> <p>(2) 事業費給付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p>
議案第30号	令和6年度真岡市後期高齢者医療特別会計予算
内容	<p>令和6年度真岡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,066,420千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>
議案第31号	令和6年度真岡市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
内容	<p>令和6年度真岡市の介護保険特別会計(保険事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,041,819千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。</p>
議案第32号	令和6年度真岡市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
内容	<p>令和6年度真岡市の介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,610千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>
議案第33号	令和6年度真岡市休日夜間急患診療所特別会計予算
内容	<p>令和6年度真岡市の休日夜間急患診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ813,100千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>

議案第34号	令和6年度真岡市産業団地整備事業特別会計予算																																						
内容	<p>令和6年度真岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ813,100千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、110,000千円と定める。</p>																																						
議案第35号	令和6年度真岡市水道事業会計予算																																						
	<p>(総則)</p> <p>第1条 令和6年度真岡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="481 491 1086 603"> <tr> <td>(1) 給水戸数</td> <td>28,000戸</td> </tr> <tr> <td>(2) 年間総配水量</td> <td>7,537,000m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>(3) 一日平均配水量</td> <td>20,650m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>(4) 主な建設改良事業 配水設備拡張事業</td> <td>147,792千円</td> </tr> <tr> <td>配水設備改良事業</td> <td>161,251千円</td> </tr> </table> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <table border="0" data-bbox="481 643 1086 882"> <tr> <td colspan="2">収 入</td> </tr> <tr> <td>第1款 水道事業収益</td> <td>1,434,626千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 営業収益</td> <td>1,300,560千円</td> </tr> <tr> <td>第2項 営業外収益</td> <td>134,064千円</td> </tr> <tr> <td>第3項 特別利益</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支 出</td> </tr> <tr> <td>第1款 水道事業費用</td> <td>1,422,044千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 営業費用</td> <td>1,319,027千円</td> </tr> <tr> <td>第2項 営業外費用</td> <td>99,016千円</td> </tr> <tr> <td>第3項 特別損失</td> <td>1,001千円</td> </tr> <tr> <td>第4項 予備費</td> <td>3,000千円</td> </tr> </table> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,778千円は、過年度分損益勘定留保資金117,349千円、当年度分損益勘定留保資金242,512千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,917千円で補填するものとする。)</p> <table border="0" data-bbox="481 946 1086 1010"> <tr> <td colspan="2">収 入</td> </tr> <tr> <td>第1款 資本的収入</td> <td>287,530千円</td> </tr> <tr> <td>第1項 企業債</td> <td>230,000千円</td> </tr> </table>	(1) 給水戸数	28,000戸	(2) 年間総配水量	7,537,000m <sup>3</sup>	(3) 一日平均配水量	20,650m <sup>3</sup>	(4) 主な建設改良事業 配水設備拡張事業	147,792千円	配水設備改良事業	161,251千円	収 入		第1款 水道事業収益	1,434,626千円	第1項 営業収益	1,300,560千円	第2項 営業外収益	134,064千円	第3項 特別利益	2千円	支 出		第1款 水道事業費用	1,422,044千円	第1項 営業費用	1,319,027千円	第2項 営業外費用	99,016千円	第3項 特別損失	1,001千円	第4項 予備費	3,000千円	収 入		第1款 資本的収入	287,530千円	第1項 企業債	230,000千円
(1) 給水戸数	28,000戸																																						
(2) 年間総配水量	7,537,000m <sup>3</sup>																																						
(3) 一日平均配水量	20,650m <sup>3</sup>																																						
(4) 主な建設改良事業 配水設備拡張事業	147,792千円																																						
配水設備改良事業	161,251千円																																						
収 入																																							
第1款 水道事業収益	1,434,626千円																																						
第1項 営業収益	1,300,560千円																																						
第2項 営業外収益	134,064千円																																						
第3項 特別利益	2千円																																						
支 出																																							
第1款 水道事業費用	1,422,044千円																																						
第1項 営業費用	1,319,027千円																																						
第2項 営業外費用	99,016千円																																						
第3項 特別損失	1,001千円																																						
第4項 予備費	3,000千円																																						
収 入																																							
第1款 資本的収入	287,530千円																																						
第1項 企業債	230,000千円																																						

内容

第2項	貸付金	200千円
第3項	負担金	57,329千円
第4項	固定資産売却代金	1千円
支 出		
第1款	資本的支出	667,308千円
第1項	建設改良費	309,043千円
第2項	営業設備費	6,179千円
第3項	企業償還金	347,586千円
第4項	貸付金	1,500千円
第5項	予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的…第3次拡張事業

限度額…230,000千円

起債の方法…普通貸借又は証券発行

利率…4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)

償還の方法…政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における金額の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 90,487千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

(総則)

第1条 令和6年度真岡市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 排水戸数     | (公共下水道) 20,900戸                 |
|              | (農業集落排水) 2,320戸                 |
| (2) 年間総処理水量  | (公共下水道) 6,000,000m <sup>3</sup> |
|              | (農業集落排水) 997,000m <sup>3</sup>  |
| (3) 一日平均処理水量 | (公共下水道) 16,438m <sup>3</sup>    |
|              | (農業集落排水) 2,731m <sup>3</sup>    |
| (4) 主な建設改良事業 | (公共下水道) 932,635千円               |
|              | (農業集落排水) 51,077千円               |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 第1款 公共下水道事業収益  | 1,697,697千円 |
| 第1項 営業収益       | 915,102千円   |
| 第2項 営業外収益      | 782,593千円   |
| 第3項 特別利益       | 2千円         |
| 第2款 農業集落排水事業収益 | 446,323千円   |
| 第1項 営業収益       | 102,583千円   |
| 第2項 営業外収益      | 343,739千円   |
| 第3項 特別利益       | 1千円         |

支出

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 第1款 公共下水道事業費用 | 1,444,732千円 |
| 第1項 営業費用      | 1,303,729千円 |
| 第2項 営業外費用     | 137,402千円   |
| 第3項 特別損失      | 101千円       |

内容

第4項	予備費	3,500千円
第2款	農業集落排水事業費用	434,376千円
第1項	営業費用	389,970千円
第2項	営業外費用	43,206千円
第3項	特別損失	200千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額678,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,788千円、当年度分損益勘定留保資金366,131千円、当年度未処分利益剰余金280,326千円で補填するものとする。)

収入

第1款	公共下水道事業資本的収入	1,141,696千円
第1項	企業債	589,614千円
第5項	補助金	550,478千円
第6項	負担金	1,604千円
第2款	農業集落排水事業資本的収入	242,609千円
第5項	補助金	203,031千円
第6項	負担金	39,578千円

支出

第1款	公共下水道事業資本的支出	1,799,376千円
第1項	建設改良費	932,635千円
第3項	企業債償還金	865,241千円
第7項	予備費	1,500千円
第2款	農業集落排水事業資本的支出	263,174千円
第1項	建設改良費	51,077千円
第3項	企業債償還金	211,097千円
第7項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項…真岡市水処理センター等包括的維持管理業務委託

期間…令和7年度～令和8年度

限度額…580,794千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的…下水道事業

限度額…589,614千円

起債の方法…普通貸借又は証券発行

利率…4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)

償還の方法…政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における金額の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,073千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、508,690千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち280,326千円は、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填に処分するものとする。



議案第37号	令和5年度真岡市一般会計補正予算(第10号)
内容	<p>令和5年度真岡市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,983,142千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(繰越明許費の補正)</p> <p>第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。</p>
議案第38号	令和6年度真岡市一般会計補正予算(第1号)
内容	<p>令和6年度真岡市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123,031千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,976,969千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>(地方債の補正)</p> <p>第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。</p>
陳情第2号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書提出を求める陳情
内容	<p>世界保健機関では、WHO憲章に基づく国際約束である国際保健規則を改正するとともに、「パンデミック予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他国際文書」を新しく制定する協議を同時並行で進めている。令和6年6月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。現在公開されている草案及び修正案は、加盟国政府の判断がWHOの勧告に拘束され、健康政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。しかし、日本ではこれらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されていると言いがたい状況にある。以上のことから、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や、国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知する旨の内容を盛り込んだ意見書を作成・採択し、国に提出してほしい。</p>